



2026 年 9 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 リ グ ア
代 表 者 名 代表取締役社長 川瀬 紀彦
(コード番号：7090 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役 半田 晴彦
(TEL：06-7777-0159)

第三者割当による新株式の発行及び第 6 回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 27 日（以下「発行決議日」といいます。）開催の臨時取締役会決議に基づく、株式会社ストリートスマート（以下「ストリートスマート社」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行並びにマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下「マイルストーン社」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による第 6 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、本日、予定どおり本新株式の発行価額の総額（43,300,000 円）及び本新株予約権の発行価額の総額（891,000 円）の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株式及び本新株予約権の発行に関する詳細は、発行決議日付「株式会社ストリートスマートとの資本業務提携契約の締結、第三者割当による新株式の発行及び第 6 回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本新株式の概要

(1) 払 込 期 日	2026 年 9 月 14 日
(2) 発 行 新 株 数	普通株式 50,000 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 866 円
(4) 調 達 資 金 の 額	43,300,000 円
(5) 資 本 組 入 額	1 株あたり 433 円
(6) 資 本 組 入 額 の 総 額	21,650,000 円
(7) 募集又は割当て方法 (割 当 先)	ストリートスマート社に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	金融商品取引法による届出の効力は、2026 年 9 月 12 日に発生しております。

2. 本新株予約権の概要

(1) 割 当 日	2026 年 9 月 14 日
(2) 新株予約権の総数	3,300 個
(3) 発 行 価 額	総額 891,000 円（新株予約権 1 個につき 270 円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	330,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 547 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数

	は 330,000 株です。
(5) 調達資金の額	278,051,000 円 (注)
(6) 行使価額	当初行使価額 866 円 当初行使価額は、2026 年 8 月 27 日開催の臨時取締役会直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 95%に相当する金額であります。 また、行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して 6 ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の 95%に相当する金額に修正することができます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌々取引日以降に修正後の行使価額が適用されます。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正日の翌日から 6 ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。そのため、本新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 410 条第 1 項に規定される MSCB 等には該当しません。
(7) 募集又は割当て方法 (割 当 先)	マイルストーン社に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	① 行使条件 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数（1,611,800 株）の 10%（161,180 株）を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。 ② 新株予約権の取得 当社は、本新株予約権の割当日から 6 ヶ月を経過した日以降いつでも、取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。 ③ 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。なお、当社は、割当予定先に、本新株予約権の割当日から 2027 年 3 月 13 日までの間、本新株予約権のうち 1,000 個を上限として、他の第三者へ本新株予約権の譲渡指示を行うことができます。なお、譲渡を受けた第三者は 10 営業日以内に新株予約権を行使するものと定めております。

	④ 本契約における定め 上記のほか、割当予定先と当社との間で締結予定の本契約において、次の規定がなされます。 ＜新株予約権の行使許可＞ 割当予定先は、本新株予約権の割当日から 2027 年 3 月 13 日までの間、本新株予約権のうち 1,000 個について、当社による行使許可を受けない限り、行使を行うことができません。 ＜新株予約権の取得請求＞ 割当予定先は、行使期間満了の 1 ヶ月前（2028 年 8 月 13 日）の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、いつでも、当社に対し取得希望日の事前通知を行うことにより、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額（270 円）で、当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。 ⑤ その他 金融商品取引法による届出の効力は、2026 年 9 月 12 日に発生しております。
--	---

（注）調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の総額を合算した金額から、本第三者割当に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得した場合にも、調達資金の額は変動いたします。

以 上